

大気汚染や地球温暖化を防止するため、自動車等を駐停車したときは、エンジンを停止することが義務づけられています。

対象地域

都内全域

義務の内容

1 運転者の義務

自動車等を駐車又は停車したときは、エンジンを停止する（アイドリング・ストップ）義務があります。原動機付自転車も対象です（第52条）。



★ 条例上、アイドリング・ストップ義務の対象から除外される場合

- 1 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 2 交通の混雑などにより停止する場合
- 3 人の乗降のために停止する場合
- 4 冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- 5 緊急自動車を業務のために使用している場合

など

2 事業者の義務

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車等の台数には関係ありません（第53条）。

（例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など）

3 20台以上収容できる駐車場の設置者及び管理者の義務

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などによりアイドリング・ストップの周知をする義務があります（第54条）。

提示する内容には次の二つの事項を入れてください（「看板記載例」参照）。

- ① 条例で義務づけられていること
- ② アイドリング・ストップの実行

条例違反には

義務違反者に対して必要な措置をとることを勧告します。
勧告に従わないときには、違反者の公表の適用があります。

東京都の条例で
駐停車中のアイドリングは
禁止されています。
駐停車中は
エンジンを止めてください。

看板記載例